

## 『播磨国風土記』 柏原の里伝承考

### 序

『風土記』は和銅六（713）年の詔<sup>(注1)</sup>によって撰進されたと言われる地誌である。その内容には土地の名称や産物といった地誌としての役割を担った記事がある一方で、同時期の『古事記』や『日本書紀』にも劣らない不思議な記事がある。本稿で取り扱う『播磨国風土記』讃容郡柏原の里伝承―以下「当該条」―も、不思議な内容を有する文芸的伝承の一つである。まず当該条を見ると、以下のようになっている。<sup>(注2)</sup>

柏原の里 柏多<sup>さほ</sup>に生<sup>お</sup>ふるに由<sup>よ</sup>りて、號<sup>なう</sup>けて柏原<sup>な</sup>と爲<sup>な</sup>す。

筓戸<sup>うへと</sup> 大神、出雲の國より來<sup>き</sup>ましし時、嶋の村の岡を以<sup>も</sup>ちて呉床<sup>あぐら</sup>と爲<sup>し</sup>て、坐<sup>いま</sup>して、筓<sup>こ</sup>を此の川に置きたまひき。

故<sup>かれ</sup>、筓戸<sup>うへと</sup>と號<sup>な</sup>く。魚<sup>うな</sup>入らずして、鹿<sup>か</sup>入りき。此を取りて鱠<sup>なます</sup>

### 宇賀神 裕

に作り、食<sup>を</sup>したまふに、み口に入らずして、地<sup>ち</sup>に落ちき。故、此處<sup>こゝ</sup>を去りて、他に遷りましき。

大神が呉床（敷物）を敷いた上で魚を取ろうとしたところ、鹿が入ってきた。そこでこの鹿を膾にして食べようとするも口に入らなかった。だからこの地を去って他の地に遷っていった、と語られている。

当該条の主要な内容は大神が鹿を食べようとして、その鹿が口から落ちた。つまり食事を失敗したことにある。当該条の不思議な点は、その前の文脈、すなわち魚を捕ろうとして鹿が捕獲された、という点にある。筓とは『和名類聚抄』に「筓 野王案、筓、捕魚竹筥也」とあるように魚を捕る道具であり、これを川に設置していたことからすれば、もともと大神が捕ろうとしていたのは魚であった。ところが、思いがけなくもその道具で捕獲したものが鹿だったのである。この通常では考えられ

ない状況について、諸注釈では特に何の指摘もされていない。なぜ当該条で大神が捕獲したものが「魚」ではなく、わざわざ「鹿」として描かれたのであろうか。そこには何らかの意味があるものと考えられる。本稿では魚を捕らえようとして鹿を捕らえてしまったという不思議な記述の意味について検討したい。そのことによつて、当該条の『播磨国風土記』における意義について考えてみたい。

### 一、当該説話の解釈

先に記したように、当該条の主要な内容は大神の食事とその失敗にある。ではその食事―「食べる」という行為―にはどのような意味があるのだろうか。

A 大神、此處に喰しましき。（播磨国宍粟郡安師里）

B 國占めましし神、此處に炊ぎたまひき。（播磨国宍粟郡飯戸阜）

C 彌麻都比古命、井を治りて、糧を喰したまひて、即ち云り

たまひしく、吾は多くの國を占めつ」とのりたまひき。

（播磨国讃容郡邑寶の里）

D 天日槍命、韓國より度り來て、宇頭の川底に到りて、宿處

を葦原志舉乎命に乞はししく、「汝は國主たり。吾が宿ら

む處を得まく欲ふ」とのりたまひき。志舉、即ち海中を

許しましき。その時、客の神、劍を以ちて海水を攪きて宿

りましき。主の神、即ち客の神の盛なる行を畏みて、先に

國を占めむと欲して、巡り上りて、粒丘に到りて、喰した

まひき。ここに、口より粒落ちき。（播磨国揖保郡揖保里）

『風土記』中には神が食事をする様子が描かれる（A）。ここで注目したいのは、同様に神が食事をする伝承において、その主体が「国占めましし神」と描かれ（B）、あるいは食事の後に「吾は多くの國を占めつ」と神が発言することである（C）。B・C両例において、神の食事は「国占め（土地の占領）」という言葉と関連していることがわかる。特に播磨国揖保郡粒丘条（D）では、葦原志舉乎命の食事の目的が「先に國を占めむと欲して」であることがはっきりと記されている。この食事という行為について、岡田精司氏は

大地から生ずる五穀をはじめとする作物（水辺の地では水

産物）も、香具山の土のように、ある条件を具えた場合に

は国魂を象徴するものとなり、そしてそれを一定の宗教的

手続きによつて食う時、その土地の支配権を握ることにな

ると信ぜられていたのであろう。

と述べている。また、この論を受けて秋本吉徳氏は

古代における食国（ヲスクニ）儀礼を語る物である。土地

占有の呪的行爲として、その土地の作物（多く米）を食べ

ることによってその土地の支配権が得られるとするこの儀

礼からすると（後略）

と述べている。このように、先行研究においても、やはり粒丘の記事は国占めを行っているものとし、それはつまり国魂を象徴するものを食べることによって、その土地の支配権を握ることであると説かれている。

食事することが魂（タマ）の掌握ないし取り込みを意図してなされていたことは、当時の風俗からも確認することができ。『万葉集』卷十六には、<sup>ほかひびと</sup>乞食者の歌として鹿の歌と蟹の歌二首が詠まれており、そのうち鹿の歌は次のように詠まれている。

E 愛子 吾背の君 居り居りて 物にい行くとは 韓國の

虎とふ神を生取りに 八頭取り持ち來 その皮を 疊に刺

し 八重疊 平群の山に 四月と 五月との間に 藥獵

仕ふる時に あしひきの この片山に 二つ立つ 櫟が本

に 梓弓 八つ手挟み ひめ鏑 八つ手挟み 鹿待つと

わが居る時に さを鹿の 來立ち嘆かく 頓に **われは死**

**ぬべし** 大君に **われは仕へむ** わが角は 御笠のはやし

わが耳は御墨の坩 わが目らは 眞澄の鏡 わが爪は

御弓の弓弭 わが毛らは 御筆はやし わが皮は 御箱の

皮に **わが肉は** <sup>し</sup>御脰はやし <sup>なます</sup>わが肝も 御脰はやし

わが脰は 御鹽のはやし 耆いたる奴 わが身一つに 七

重花咲く 八重花咲くと 申し賞さね 申し賞さね

（万葉集卷十六 3885）

Eは、「わが肉は 御脰はやし わが肝も 御脰はやし」とあるように、食物として鹿が饗されており、それを饗される鹿の視点でもって詠まれている。そして「肉」や「肝」を食べられることが、「大君に われは仕へむ」と大君（天皇）へ仕える（服属する）ことである旨を述べている。『日本古典文学大系 万葉集』では頭注において

鹿のために苦痛を述べたというのは、表の意味で、**実は鹿**

**の人間への奉仕をことほぐ寿歌である。**この歌と次の歌に

鹿と蟹を選んだのも、山の幸、海の幸を代表させた一對の

寿歌になっっているのかもしれない。

と説明している。やはりこの場合の食事も靈力（山幸・海幸）を天皇に付与させることが目的であり、その結果、食べられる側の服属となることを示した例と言えるであろう。<sup>（注5）</sup>

このような例から、当該条における大神の食事も、国占めによる国魂（穀霊）の取り込みが目的であったと解釈できる。しかしながら、当該条では食事をしようとしたその結果、「み口に入らずして、地に落ちき。」とあるように失敗をしてみよう。では、今度は逆に食べられないこと、食事に失敗することの意味とは何かについて考察していくことにする。

当該条と同じように、食事をしようとしてその食物が口に入らなかった例は、前掲の粒丘条（D）にも見られる。ただし、葦原志舉乎命が国占めに成功したか否か、その結果については先行研究において意見が分かれている。当該条では食事の失敗の後に「故」という言葉を用いていることから、食事の失敗と大神が別の所に遷り去ってしまったことが因果関係として説明されている。よって、その結果の部分である「遷り去る」ということから、国占めの成否について考察していくことにする。

F 大神妹妹二柱、各、競ひて國占めましし時、妹玉津日女命、たまつひめのみこと  
生ける鹿を捕り臥せて、其の腹を割きて、其の血に稻種きき。

仍りて、一夜の間に、苗生ひき。即ち取りて殖多しめたまひき。

爾に、大神、勅りたまひしく、「汝妹は、五月夜に殖多つる

かも」とのりたまひて、即て他處に去りたまひき。故、五

月夜の郡と號け、神をさよつひめのみこと贊用都比賣命と名づく。（播磨国讃容郡）

『風土記』の国占め伝承の中で、神が別の土地へ遷り去るという内容を持つものには、播磨国讃容郡条（用例F）が確認できる。その内容を見てみると、妹妹の神が国占めのために競い合いをし敗れた結果、妹の神が「他處に去」ったとしている。この例から、神が土地を遷り去る原因は、土地の占拠に失敗した結果に起因していることがわかる。そして土地の占拠においては、他の神との争いという要素が含まれているのである。つまり、立ち去る神は相手の神と争った結果敗れ、相手の神によって撃退・排除される形でその土地を遷り去っているのである。（注6）

G 如此白す間に、其の建御名方神、たけみなかたのかみ千引の石を手末に擎げて

来て、「誰ぞ我が國に来て、忍び忍びに如此物言ふ。然らば

力競べ爲む。故、我先に其の御手を取らむ。」と言ひき。故、

其の御手を取らしむれば、即ち立氷に取り成し、亦劔刃に

取り成しつ。故爾に懼りて退き居りき。爾に其の建御名方

神の手を取らむと乞ひ歸して取りたまへば、若葦を取るが

如、搯み批ぎて投げ離ちたまへば、即ち逃げ去にき。（神代記）

『古事記』神代の国譲りの場面では、天孫降臨のために、建御雷神が高天原から葦原中国に遣わされる。そして葦原中国に居する大国主神らに退去を命じるのである。Gは、その際に建御雷神が大国主神の子である建御名方神と争いをする場面と

なっている。この例においても、土地の占有に関わる争いと敗者の退去という要素が確認できる。

では当該条ではどうだろうか。当該条において、大神は鹿を口にすることが出来なかったと描かれているが、その結果として土地を退去している。F・Gから、神の退去は土地の占領に関わる争いと敗北の要素を含み持っていることになる。従って、当該条は大神の単純な国占めの失敗を描いているのではなく、他の神と争い、その結果敗れ去ったものと考えられるのである。

このように当該条を理解すると、一つ問題が残る。すなわち、当該条で大神と争った神が何者であるのか、という点である。ここで再度当該条の内容を振り返りたい。大神は筌を使って魚を捕獲し、その魚を食べることによって国魂の取り込み（土地の占領）を企図していた。だが、実際大神が捕獲できたものは、その企図とは異なる「鹿」であった。そしてその鹿を食べようとしたところ失敗し、土地を去るのである。この当該条の内容の中で注目したいのが、序文でも取り上げた「鹿」である。この「鹿」さえ捕獲されなければ、大神は本来の企図の通り国魂の取り込みができたはずである。言い換えれば、大神は取り込むべき国魂を間違えたという単純な失敗を犯したとともに、この「鹿」が大神の企図を妨害した、ともとれるのではないだろうか。そうであるならば、大神と対峙したはずの神とこの「鹿」とは何らかの関係がありそうである。そもそも古代における「鹿」とはどのような存在であったのであろうか。次にこの問いを解き明かしていきたい。

## 二、「鹿」との邂逅―土地神としての「鹿」と外部者表現―

鹿は『万葉集』中でも多く詠まれる秋を代表する動物の一つであり、特にその鳴き声が妻（雌鹿）を呼ぶものと表現される。しかし、散文内に目を向けてみると、動物の一種としてだけではない「鹿」の側面が確認できるのである。

H 大神妹妹二柱、各、競ひて國占めましし時、妹玉津日女命、

生ける鹿を捕り臥せて、其の腹を割きて、其の血に稻種

きき。仍りて、一夜の間に、苗生ひき。（播磨国讃容郡）

I 此の田の苗子を、鹿、恆に喫ひき。田主、柵を造りて伺

ひ待つに、鹿到来たりて、己が頸を擧げて、柵の間に容

れて、即て苗子を喫ふ。田主、捕獲りて、其の頸を斬らむ

としき。時に、鹿、請ひて云ひしく、「我、今、盟を立て

む。我が死ぬる罪を免したまへ。若し、大之恩を垂れて、

更存くることを得ば、我が子孫に、苗子をな喫ひそと告ら

む」といひき。田主、ここに大く恠異しと懐ひて、放免し

て斬らざりき。時より以來、此の田の苗子は、鹿に喫はれ

ず、其の實を獲しむ。（豊後国速見郡頸の峯）

古代において鹿は単純に動物としての側面を持ちつつも、呪

的性質を有する側面を持ち合わせていたようである。その呪的性質は特に農耕（稲作）に関係し、血が稲の成長を促進させる効果を持っていたり（I）、稲田の守護や収穫を保障する役割を担ったり（J）したことが描かれている。つまり、古代においての「鹿」とは、稲と関わりの深い穀霊としての姿を持っていたのである。

また鹿には穀霊としての姿とは別に、もう一つの側面も持っているようである。

J 川嶋の社。奈良の宮に御宇しめす天皇のみ時、凡海部の忍人、「**此の神**、**白き鹿**と化爲りて、時々出現れます」と申ししかば、詔ありて、齋き奉りて、天社と爲しき。

（尾張国逸文（万葉集註釈巻第一））

K **日本武尊**、烟を披け、霧を凌ぎて、遥に大山をりたまふ。

既に峯に逮りて、飢れたまふ。山の中に食す。**山の神**、

王を**苦しめむ**として、**白き鹿**と化りて**王の前に立つ**。

（景行紀四十年是歲）

L 吉備中國の川嶋河の派に、**大虬**（大系頭注…水の精霊。大蛇または龍をいう。）有りて人を苦しむ。時に路人、其の處に觸れて行けば、必ず其の毒を被りて、多に死亡ぬ。是に、

かさのおみ おやあがたもり

笠臣の祖縣守、爲人勇捍しくして強力し。派淵に臨みて、

三の全瓠を以て水に投れて曰はく、「汝屢毒を吐きて、路人を苦しむ。余、汝虬を殺さむ。汝、是の瓠を沈めば、余避らむ。沈むること能はずは、仍ち汝が身を斬さむ」と

いふ。時に**水虬**、**鹿に化りて**、瓠を引き入る。瓠沈まず。

即ち劔を擧げて水に入りて虬を斬る。（仁徳紀六十七年是歲）

J・K・Lも説話中に鹿が描かれる例である。文中における鹿の姿を見ると、「鹿」の姿は全て「化（爲）」ったものであるという点にまず注目したい。「化（爲）」る、つまり変化するということは、本来は別の形であったということを表している。では本来の姿は何であったのかというと、Jは川嶋の社の神、Kは山の神、Lは神としての表記はないが、道行く人に害を及ぼす荒ぶる神としての大虬となっている。また、これらの神は川嶋の社（J）、信濃国の大山（K）、吉備中國の川嶋河（L）という特定の場所に出現することから、土地に居つく神—土地神—であるがわかる。このように土地神としての姿から変化して現われた「鹿」は、先に見た穀霊としての「鹿」とはだいぶ様相が異なる。

さらにもう一点注目したいのは、この土地神がどのような場で「鹿」に変化するのか、その状況である。Jでは「時々出現れます」とあるだけで詳しくはわからない。だが、Kでは日本武尊が東征に赴く途中で通過する時に、Lでは笠臣の祖縣守

が大虬を退治しようとして来て来た時に、それぞれ土地神は「鹿」へと姿を変化させている。このK・Lに共通する状況は、土地の外部の人間（日本武尊・笠臣の祖縣守）がやって来た時に、神はその姿を「鹿」に変化させて現われるということである。

ほむだ すめらみこと

M品太の天皇、此の山にみ狩したまひしに、一つの鹿、み

前に立ちき。鳴く聲は比々といひき。（託賀郡比也山）

N品太の天皇、み狩に行でましし時、白き鹿、己が舌を咋

ひて、此の山に遇へりき。（賀毛郡鹿咋山）

O倭武の天皇、東の垂を巡りまさむとして此の野に頓宿りた

まひしに、人あり、奏ししく、「野の上に群れたる鹿、數

なく甚多なり。其の聳ゆる角は、蘆枯の原の如く、其の吹

く氣を比ふれば、朝霧の丘に似たり。又、海に鰻魚あり。

大きさ八尺ばかり、并諸種の珍しき味ひ、遊漁の利多し」

とまをしき。是に、天皇、野に幸して、橘の皇后を遣りて、

すなど

えもの さち あいきほ

海に臨みて漁らしめ、捕獲の利を相競ひて、山と海の物を

別き探りたまひき。此の時、野の狩は、終日駆り射けれども、

一つの穴をだに得たまはず、海の漁は、須臾がほど才に採

りて、盡に百の味を得たまひき。獵と漁と已に畢へて、御

膳を羞めまつる時に、陪從に勅りたまひしく、「今日の遊は、あそび

朕と家后と、各、野と海とに就きて、同に祥福とち さち【俗の語

に佐知といふ】を争へり。野の物は得ざれども、海の味は

盡に飽き喫ひつ」とのりたまひき。（常陸国多珂郡飽田の村）

このような視点で他の用例も見てみると、M・N両例とも品太の天皇―応神天皇―が狩りにやって来た時に鹿が姿を現している。当時の狩猟はOにあるように「さち（利・祥福）」を占うものであり、平林章仁氏の指摘によれば、

こうした卜占儀礼としての狩猟のほかに、支配者が一定領域を占有し、その支配権を掌握していることを表わす、政治儀礼としての狩猟があった。

と、支配権を掌握していることを表わす政治儀礼としての一面を持つていた。そのような儀礼的狩猟の時に現れる鹿であるならば、この鹿はただの狩猟対象としての鹿ではなくて、土地神としての「鹿」なのであろう。そしてその土地神が外部の人間と出会う際には、やはり神としての姿ではなく「鹿」の姿でもって出会うのである。

P伊和の大神、國作り堅め了へましし以後、山川谷尾を堺

ひに、巡り行でましし時、大きな鹿、己が舌を出して、

矢田の村に遇へりき。爾に、勅りたまひしく、「矢は彼の舌にあり」とのりたまひき。(播磨国宍粟郡)

Q伊和の大神、國占めましし時、鹿來て山の岑に立ちき。

山の岑、是も亦墓に似たり。故、鹿來墓と號く。

(播磨国揖保郡香山の里)

同様にP・Qでは伊和の大神が鹿と出会っているが、その状況が「巡り行でましし時」「國占めましし時」とあるように、土地の支配権を得るためにやって来た状況であることがわかる。土地の占領に関わる巡行であることから、ここでの鹿もやはり土地神なのであろう。主体が神となっても、外部者が土地神と出会う際には、やはり土地神は「鹿」として姿を現わすのである。

右のように見てみると、古代の「鹿」の姿は二種類あったことが窺える。すなわち、穀霊としての「鹿」と土地神としての「鹿」である。ここで当該条に戻ってみると、筌にかかった鹿は記述の上では「化(爲)」ったものとは書かれてはいないが、出会った主体としての大神は「出雲の國より來ましし時」とあるように、土地の外部からやって来ている。またその目的は一章で論じたように土地の占領であった。このような内容で描かれていることから、この鹿の正体は土地神なのであろう。当該条において、筌に入ったのが「魚」ではなく「鹿」であったという不思議な表現がなされたのは、土地の占領を企図した大神に土地

神が対峙したことを表現したためと解釈されるのである。

ここでこれまでの内容をまとめて当該条を解釈してみたい。当該条の大神は柏原の里にて食事をして川に筌を設置した。その地の物―当該条の場合は魚―を食べることは国魂を取り込むことであり、土地の支配権を掌握することであった。しかしながら、筌にかかったのは魚ではなく鹿であり、さらにその鹿を食そうとするが失敗してしまう。ここで描かれる鹿は単純な動物としてではなく、土地神が変化して出現したものであった。すなわち、大神のこの失敗は、土地神と領有権を巡る対立があり、その抵抗に屈したことを表現していたのである。だから大神は別の地へ遷り去ったのである(「故、此處を去りて、他に遷りましき。」)。

### 三、『播磨国風土記』の成立過程―神話の機能と担い手―

これまで述べてきたように、当該条は大神の國占めの失敗を描いた説話であった。その中で、土地神である「鹿」に出会うのはその土地の外部者であることを述べた。つまり、説話がつくられる際、あるいは説話が語られる際に、土地の内部者であるか外部者であるのかが大きく関係していることが推測されるのである。では説話とその担い手(作り手・語り手)とはどのような関係があるのだろうか。次に説話とその担い手の関係、さらに『風土記』の成立過程の問題を考察していきたい。

二章で取り上げた、儀礼的狩猟ないし國占めなど、土地の支配と関わって鹿と出会う記事は、『風土記』全体で『播磨国風土記』のみに九例見られる。次の表1はその内訳である。



表1 『播磨国風土記』における鹿との邂逅記事

品太天皇（応神天皇）	5例
大三間津日子命	1例（注釈稿などで孝昭天皇とする）
（記載なし・賀古郡記事）	1例（新考は品太天皇とする）
伊和大神	2例

繰り返しになるが、「鹿」（土地神）と出会った主体は全て土地の外部者であることを確認しておきたい。それぞれ確認すると、「鹿」と出会った主体は応神天皇・孝昭天皇・伊和の大神の二者一神となる。応神・孝昭両天皇は大和から巡幸して行くため、もちろん土地の外部の人間である。伊和の大神は播磨国にいた出雲系伊和氏族の奉斎する神であり、先行研究の中では葦原志許乎命（あしはらのしこののみこと 大国主）と同一神視され、出雲系の神であるとされている。<sup>（注8）</sup> 以上のように、土地の支配権などと関わってその土地神と出会う際に、土地神の姿を「鹿」として表現する点とは、土地の外部者が主体となる記事の特徴であると言えるのである。つまり、これらの説話は土地内部の人間の視点によって描かれた説話ではなく、土地の外部者の視点でもって描かれた説話なのである。

説話の表現上からこのような関係を見て取ったが、さらにこの問題を説話の様式上からも見ていきたい。土地内部の人間が神話を語った場合には、一つの様式があることが先行研究の中で指摘されている。古橋信孝氏<sup>（注9）</sup>は神が村々を巡行していく神話

を（巡行叙事）という言葉を用いながら、「村立ての始源に回帰して確認する神話」であると述べている。つまり「神話」とは起源を語るものであり、土地にまつわる神話は村落の始源として在地民にとっての重要な根拠となっていたのである。このことは、実際の用例を見ると良く理解できる。

R 須佐能烏命の御子、國忍別命、詔りたまひしく、「吾が敷き坐す地は、國形宜し」とのりたまひき。（出雲国嶋根郡方結郷）  
いま くに くにがたえ

S 大穴持命、詔りたまひしく、「此の地の田好し」。故、吾が御地に占めむ」と詔りたまひき。（出雲国仁多郡三處郷）  
みとしろ

T 須作能乎命の御子、衝梓等乎与留比古命、國巡り行でましし時、此處に至りまして、詔りたまひしく、「吾が御心は、

照明く正眞しく成りぬ。吾は此處に靜まり坐さむ」と詔りたまひて、靜まり坐しき。（出雲国秋鹿郡多太郷）  
あか たた

U 別君玉手等が遠祖、本、川内の國泉の郡に居りき。地、便よからざるに因りて、遷りて此の土に到りて、仍ちい

ひしく、「此の野は狭くあれど、猶居るべし」といひき。

（播磨国揖保郡狭野村）

R・S・Tはそれぞれ神の巡行と鎮座を描いた神話であり、

神の鎮座したその土地が現在の里の起源につながっていると語っている。良き土地を求めて巡行する神がその土地で鎮座するに至るのは、その場所が良き土地、つまりR・Sのように「国形」や「田」が良かったり、Tのように精神的な安息地であったりしたからなのである。これを逆説的に説明すれば、神が鎮座している土地は良き土地であり、神の鎮座しない土地は悪い土地であるということになる。<sup>(注10)</sup>

ではこれを踏まえて当該条を再度確認してみよう。大神は土地の国占めを失敗して別の地に遷り去った。つまり柏原の里に鎮座をしていないのである。先の三例からすると、この地は神が鎮座するのに良い土地ではないために去ったということになる。良くない土地・悪い土地に住み着かない例はUに見ることが出来る。厳密には神話ではないが、この説話は「遠祖」という神に準じる起源性を持つ人物によって語られている。この例によると、その遠祖は便利な土地ではないことによって別の土地に遷り住んだとある。

当該条の担い手が本当に柏原の里に住む人々（＝在地民）であるならば、神が他所の地へと去っていくような土地であるという神話を語るであろうか。「神話」の定義について、上田正昭氏は「神話」が「伝説」や「昔話」と異なる点は、「神話」で語られる「神聖を帯びたその言葉は、神話を信じた人々の行動のよりどころになる信仰的な真実であった」ものであると述べている。「神話」で語られる言葉が「神聖」性を帯びているものである以上、わざわざ自らの住む土地を貶めるような神話を語るとは到底考えられない。つまり、当該条の担い手は柏原

の里に住む在地民ではないのではないだろうか。

では当該条の実際の担い手は誰だったのであるか。当該条は大神が主人公となる話、つまり「神話」であるから、神話の神聖性を信じた人々を想定するのがふさわしいであろう。すなわち、当該条に描かれる大神の奉斎者集団が神話を所有していたと考えるのが一番良いことになる。そこで再度当該条を見てみると、大神は「出雲の国より来ましし」と描かれている。当該条の柏原の里の属する讚容郡は出雲に通じるいわゆる「出雲道」がある郡である。このことから出雲との往来が実際に多かったことが窺える。『播磨国風土記』では周辺国との往来を描く説話が多く載せられているが、讚容郡が出雲と近い地理であったことからすれば、出雲人が当該条神話の担い手であった可能性は高いのではないだろうか。

しかしながら、当該条の大神は別の地へ遷り去っていくこととなる。神の移動はそのままその神の奉斎者集団の移動と重なっているであろう。すなわち、当該条を語る奉斎者集団は別の地へと遷り去ったことになる。通常、『風土記』説話は現地の里人が語ったものと考えられるのであるが、このような神話とその担い手の関係からすると、当該条は、神話の舞台となる柏原の里人が語ったものではなく、柏原の里の外部者である出雲人（出雲の大神奉斎者集団）が語った神話である可能性があるものである。

つまり、当該条で大神が捕らえたものが「魚」ではなく「鹿」と表現していることから、大神が土地神の抵抗を受けたことだけでなく、当該条の担い手が土地の外部者である可能性が推

測されるのである。また柏原の里が良い土地であると語らずに、神が去る悪い土地として描いていることも同様に、神話の語り手が土地の内部者、すなわち柏原の里の在地民ではないことを示唆しているであろう。土地神を「鹿」と表す表現性と、良い土地に神は鎮座するという神話の様式と、この両面から見ても当該条は土地の外部の人間（出雲人）の語りであることが窺えるのである。

#### 四 結論―当該記事の意義―

三章で論じたように、当該伝承の担い手が柏原の里内部者（＝在地民）ではなく、大神を奉斎する外部者（＝出雲人）であることからすれば、大神の移動に伴い、出雲人もこの地に定着せずに移動していることになる。ならば、当該伝承を採取した土地も柏原の里ではなかったということが予想される。このようなことを考えさせるのが、次の表2である。

表2 『播磨国風土記』の出雲関連記事（当該条を除く）

	賀古	印南	飭磨	揖保	讚容	穴禾	神前	託賀	賀毛	美囊
0	0	4	14	0	8	3	1	2	0	

表2は『播磨国風土記』における出雲国の関連記事をまとめたものである。その中で柏原の里が含まれる讚容郡には、当該条以外に出雲関係の記事が見当たらないことがわかる。つまり、当該条以外では讚容郡の中で出雲のことが語られていないので

ある。それは当該条を採取した場所が別の郡であったことを推察させる。たとえば出雲関係記事の多い揖保郡や飾磨郡などで採取されたのではないだろうか。揖保郡は讚容郡の隣に位置し、出雲道の通る郡であり、また飾磨郡は国府の所在地である。いずれにせよ、当該条は他の郡で採取された可能性が高いものと考えられるのである。とすると、『播磨国風土記』の成立過程に二つの可能性が見えてくる。

一つは、『播磨国風土記』編纂者ないし伝承の採取者（おそらく郡司層の人間）は、何らかの事情で柏原里へは赴いていなかったのではないだろうかという可能性である。前述の結論を用いると、当該伝承を採取する役目の者が、柏原の里の伝承を別の土地で採取した。伝承がすでに採取済みであるため、柏原里には赴くことをしなかったのではないかと考えることが出来るのである。例えば飾磨郡で採取された別資料が国府に存在している、その資料に柏原の里の記事が記載されており、編纂者はその資料を『風土記』に貼り付けたのかもしれない。

もう一つは、その伝承の採取者は柏原の里へ赴いたにもかかわらず、そこで採取した伝承を柏原の里伝承として採録しなかった可能性である。この場合も前と同様、別資料からの貼り付けが行われたのかもしれない。

いずれの可能性にしても、柏原の里で採取するはずの（あるいはしたはずの）伝承とは別の資料が存在していたことになる。従来、『風土記』が編纂される過程は、役人が現地に赴いて伝承を採取し、それが集められて編纂されたものと考えられてきた。しかし、その記事の中には現地で採取された伝承を記載し

たもの以外に、別の土地で採取された伝承が存在していた。それが本稿で取り扱った柏原の里伝承なのである。つまり、『播磨国風土記』記事には採取場所の異なる二種類の伝承が存在していたことになる。このことから、当該条は『播磨国風土記』記事の採取過程、さらに成立過程を知るために重要な伝承であると考えられるのである。

(注1) 『続日本紀』和銅六年条には

①国郡郷(里)の名に好字をつける。

五月甲子、機内と七道との諸国の郡・郷の名は、好

②産物の色目

き字を着けしむ。その郡の内に生れる、銀・銅・彩

色・草・禽・獸・魚・虫等の物は、具に色目を録し、

③土地の肥沃状態

④自然地名の名称の由来

土地の沃墾、

山川原野の名号の所由、また、

⑤古老の伝える伝承

古老の相伝ふる旧聞・異事は、史籍に載して言上

せしむ。

とある。

(注2) 以下引用する『風土記』『古事記』『日本書紀』『万葉集』は『日本古典文学大系』(岩波書店)に拠る。

(注3) 岡田精司氏「大化前代の服属儀礼と新嘗―食国(ヲスクニ)の背景―」(『古代王権の祭祀と神話』一九七〇年四月発行、橘書房)

(注4) 秋本吉徳氏「日本神話必携」(稲岡耕二編、昭和五七年一〇月発行、学燈社)

(注5) 実際に食事と霊力の付与を目的に行われた儀礼としては大嘗祭が挙げられるだろう。天皇は隔離された空間で神と共食共寝をする。この儀礼は天皇の即位儀礼として行われ、この儀礼を通して天皇としての力を手に入れるのである。

(注6) 神同士の話ではないが、神が争いの結果、従来いるべき土地を追われる話は『常陸国風土記』にも確認できる。人である壬生連麿の脅しに対して夜刀の神は土地を立ち去っている。注目すべきは、これが壬生連麿が谷を占めようとした時に起こったものである、という点である。つまり夜刀の神は土地を追われ、占拠する土地を失ったがために去っているのである。

(注7) 平林章仁氏『鹿と鳥の文化史―古代日本の儀礼と呪術―』(一九九二年一〇月発行、白水社)

(注8) 『角川』『風土記』小島瓊禮 昭和四十五年七月三十日初版 角川書店)では、「記紀や出雲記のオホナムチの命に相当する神」、「岩波『風土記』武田祐吉 昭和十八年三月十五日第七刷 岩波書店)では「この神(筆者注:葦原の志擧乎の命)は出雲の大神であり、伊和の大神であるらしい。」などと説明される。本文を引用している「大系」も、完全ではないが「大汝命・葦原志許乎命と異名同神として語る傾向にある」としている。

(注9) 古橋信孝氏『万葉歌の成立』(一九九三年二月第一刷

発行 講談社)

住むべき土地を求めて神が巡行する、〈巡行叙事〉  
とでも名づけうる神謡があった。これは神の巡行を  
語って、その巡行の果てに選ばれた土地に、現在の  
村落があることの根拠の表現である。つまり〈巡行  
叙事〉によって、現在の村落の成員の結びつきを、  
神に見出されてなされた村立ての始源に回帰して確  
認する神謡であった。

(注10) 神話上は「神が良い土地だから鎮座する」と「神」に  
焦点が当てられるのであるが、その神話を土地の起源  
としている担い手(伝承者)たちから説明すれば、「こ  
こが良い土地だから神が鎮座する」と「土地」に焦点  
が入れ替わるのである。

(注11) 上田正昭氏『日本神話』(一九七一年五月一〇日発行  
岩波書店)

神話をどう位置づけるか。(中略) この世のはじめに  
おける、神と人間との重要なできごとを表現した言葉  
というのが、もつとも適当であろう。

神聖をおびたその言葉は、神話を信じた人々の行動  
のよりどころとなる信仰的な真実であった。たとえそ  
れが荒唐無稽なものであっても、神話の担い手たちに  
とっては、その言葉は現実におこったこととして認識  
される畏敬すべきことがらであった。(中略) 神話はほ  
んらい素朴で、よりなまなましい信仰に裏づけられた  
言葉であった。